



# 秩父別町 住宅等除却費補助金

令和5年度

申請受付期間:令和5年4月1日~令和6年2月29日



住環境の保全と地震や雪害による倒壊等の被害を未然に防ぎ、安全安心なまちづくりに寄与するため、老朽化した住宅の除却費用の一部を助成します。

## 【補助の対象となる要件】

- 本町の区域内に所在し、既に空家であるか、又は、今後居住する予定のない住宅であること  
(倉庫などとして使用していた建物は、対象となりません)
- 昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること
- 除却工事に要する費用が30万円以上であること

## 【補助を交付しない場合】

- 建替えを目的とした除却の場合
- 地方税等の公租公課を滞納している場合
- 除却工事に伴う必要な手続きを行わない場合

必要手続きの例: 石綿(アスベスト)に係る事前調査結果等報告、建築工事に係る資材の再資源化に係る届出、家屋異動届、給水施設廃止届、排水処理施設使用廃止届、浄化槽使用廃止届

## 【補助金額】

- 除却工事費用の2分の1(1,000円未満は切り捨て)、上限100万円
- 次の費用は、補助対象の除却工事費用に含みません。

上下水道・浄化槽設備等の撤去・廃棄費用、建物内残置物の撤去・廃棄費用、敷地の盛土・整地・舗装費用、車庫・物置・倉庫・柵・塀・立木等の付属物の撤去・廃棄費用、アスベスト調査費、登記費用・官公庁申請等の費用

※その他詳細は、交付要綱をご確認ください。



【お問い合わせ先】

秩父別町企画課企画・まちづくり係

☎0164-33-2111

# 秩父別町住宅等除却費補助金 交付決定までの流れ

## 事前相談

補助金の申込みについて、事前にご相談ください。

## 交付認定申請

除却工事の 14 日前または令和 5 年 12 月 29 日までに交付認定申請をしてください。

【必要書類】秩父別町住宅等除却費補助金交付認定申請書、位置図・配置図、工事見積書、解体工事施工業者の建設業許可通知書の写し、外観写真(2面以上)、同意書・誓約書、登記事項証明書の写し(無登記の場合は、固定資産税課税明細書の写し、その他所有権を証明できるもの)、住民票(町外の方)、住民税の滞納がないことを証する書類(町外の方)、委任状(所有者等でない方)

## 除却工事

交付認定申請書等を受理した後、書類審査・現地調査を行い、「秩父別町住宅等除却費補助金交付認定(不認定)通知書」を送付します。除却工事は、この交付認定を受けた後に開始してください。

## 交付申請

除却工事完了から 30 日以内または令和 6 年 2 月 29 日までに交付申請をしてください。

【必要書類】秩父別町住宅等除却費補助金交付申請書、請求書の写し、領収書の写し、工事写真(竣工後の写真)、**石綿(アスベスト)に係る事前調査結果等報告の写し**

必要な手続きがされていないときは  
補助金を交付できません！！

## 補助金交付

交付申請書等を受理した後、書類審査・現地調査・**必要な手続きの履行状況確認**を行い、「秩父別町住宅等除却費補助金交付(不交付)決定通知書」を送付します。補助金は、交付決定後、2 週間程度で指定された口座に入金します。

※除却後の空き地は、適切に管理してください。